

法律・指針・判例から学ぶ 職場のハラスメント予防策

職場のハラスメントは、働く人の尊厳や人格を傷つける許されない行為であり、職場環境を悪化させ、業績や生産性を低下させるなど、これを受けた人ばかりでなく、周囲の人や、企業にも大きな損失を与えるものです。

令和2年6月の改正法施行により、職場のハラスメント対策の強化が求められており、さらに令和4年4月からは、中小企業にも雇用管理上のハラスメント防止措置が義務付けられます。今回は、ハラスメント法令指針の基本的内容とともに、判例から導かれるハラスメントの判断ポイントや防止措置における注意点を解説する講演会を開催します。

参加無料

令和3年 **12月13日** (月) 14:00~17:00

かながわ労働プラザ 3階 多目的ホール

JR石川町駅北口(中華街口)から徒歩3分 裏面地図参照

講師

原 昌登 氏 (成蹊大学法学部教授)

1999年、東北大学法学部卒業、2004年成蹊大学法学部専任講師、2013年より現職。労働法(特にハラスメントの法律問題)を専攻。厚生労働省「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」委員(2017~2018年)、中央労働委員会地方調整委員その他労働法に関する各種の審議会等の委員を歴任。司法試験委員や国家公務員試験委員も務めるほか、個別労働紛争解決研修等、労働法に関するセミナーや研修の講師を多数経験。主な著書に労働法のわかりやすい入門書「コンパクト労働法(第2版)」など。ハラスメントに関する論文多数。

定員

70人 (申込先着順) 経営者、管理監督者、人事労務担当者、また関心のある方

※ 天候や新型コロナウイルス感染症の状況等によりセミナーを中止または内容を変更する場合があります。

※ 感染防止のため、入室時にマスク着用、手指消毒等の感染症対策へのご協力をお願いいたします。

申込方法

電話、ファクシミリ(裏面の申込書)、ホームページ
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7600/>

問合せ・申込先

神奈川県かながわ労働センター

電話 045-633-6110 内線 2706 ファクシミリ 045-633-5401

職場のハラスメント対策講演会(12/13)参加申込書

ファクシミリ 045-633-5401
かながわ労働センター管理企画課 行

※お送りいただいたファクシミリは当日の参加票になりますので、控えを御持参ください。

事業所・ 団体名	
部署名	
電話	
住所	〒
メールアドレス	
参加者 氏名	(ふりがな)
	(ふりがな)

※御記入いただいた個人情報は厳密に管理し、今回の講演会の実施のみに使用します。

定員に達し、御参加いただけない場合のみ、連絡いたします。

